

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	オールサイド木部処理用
会社名称	三井化学アグロ株式会社
住所	東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号
担当部門	PPM 営業部
電話番号	03-5290-2820
FAX 番号	03-3231-1172
整理番号	AGL10614Ja_00
推奨用途及び使用上の制限	木部処理剤(防腐・防蟻)

## 2. 危険有害性の要約

### 化学品の GHS 分類

#### 【健康に対する有害性】

急性毒性（経口）	区分 4
皮膚腐食性/刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
皮膚感作性	区分 1B
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (中枢神経系、腎臓) 区分 3 (麻酔作用)
(反復ばく露)	区分 1 (中枢神経系)

#### 【環境に対する有害性】

水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1
-------------------	------

\*記載のないものは区分に該当しない、あるいは分類できない。

### GHS ラベル要素

#### 【絵表示又はシンボル】



#### 【注意喚起語】

危険

#### 【危険有害性情報】

H302: 飲み込むと有害

- H315: 皮膚刺激
- H317: アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H319: 強い眼刺激
- H335: 呼吸器への刺激のおそれ
- H336: 眠気又はめまいのおそれ
- H370: 中枢神経系、腎臓の障害
- H372: 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害
- H410: 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

【GHS 分類に該当しない他の危険有害性】

- ・ 蚕、ミツバチに対して影響がある。

【注意書き】

[安全対策]

- P260: 蒸気、ミストを吸入しないこと。
- P264: 取扱い後は、手や顔等をよく洗うこと。
- P270: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- P271: 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- P272: 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273: 必要なとき以外は、環境への放出を避けること。
- P280: 保護手袋、保護眼鏡、保護マスク、保護衣、保護面を着用すること。

[応急措置]

P301+P330+P312:

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。

P302+P352:

皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。

P304+P340:

吸入した場合、被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

P305+P351+P338:

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

P308+P311:

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

P333+P313:

皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診察あるいは手当てを受けること。

P337+P313:

眼の刺激が続く場合、医師の診察あるいは手当てを受けること。

P362+P364:

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

P391: 漏出物を回収すること。

[保管]

P405: 施錠して保管すること。

[廃棄]

P501: 内容物又は容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事等に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。

使用済みの容器は、他の用途に使用しないこと。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名 : 2'-ブromo-2-フルオロ-4'-(ヘptaフルオロプロpan-2-イル)-3-(N-メチルヘンスタミト)-6'-(トリフルオロメチル)ヘンスタニト/2-(2,4-ジフルオロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-3-(トリメチルシリル)-プロpan-2-オール混合物

別名 : プロフラニト®/F-69 製剤

成分	プロフラニト®	F-69	有機溶剤・界面活性剤等
含有量	0.5%	5.0%	94.5%
官報公示整理番号			
化審法	届出済	5-6807	-
安衛法	4-(7)-2491	8-(3)-1126	-
CAS RN®	1207727-04-5	149509-00-2	-

4. 応急措置

吸入した場合 : 被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

気分が悪い時は、医師に連絡する。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぐ。

付着した製品を拭い取り、水又は微温湯で洗い流す。

外観に変化が見られたり痛みが続く場合には、速やかに医師の手当てを受ける。

眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で洗浄する。

コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。

洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。

刺激が続く場合は、速やかに眼科医の手当てを受ける。

飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、直ちに医師の手当てを受ける。

無理に吐き出させない。

被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。

毛布等で保温して安静に保つ。

応急措置をする者の保護 : 救助者は有害物質に触れないよう、手袋やゴーグル、マスク等の

保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 泡(耐アルコール)、粉末、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止する。  
危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止める。  
移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。  
容器、周囲の設備等に散水して冷却する。  
消火活動は、可能な限り風上から行う。

消火を行う者の特別な保護具及び予防措置

- : 適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 漏出した場所の周辺にロープを張る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。  
作業の際は、必ず適切な保護具を着用し、漏出物との接触及び蒸気、ミスの吸入を避ける。

環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- : 乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。水上に流出した非水溶性の製品は、吸収材を使用して回収する。

二次災害の防止策

- : 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。  
危険なくできる時は、漏出源を遮断し、漏れを止める。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : 換気の良い場所で取り扱う。  
屋内で取り扱う場合は、「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。  
吸入や皮膚への接触を防ぎ、眼に入らないように適切な保護具を着用する。  
火気、スパーク、高温物の使用は禁止する。  
機器類は必要に応じ防爆構造のものをを用い、静電気対策を行う。

- 必要な時以外は、環境への放出を避ける。
- 安全取扱注意事項** : 容器を転倒、落下させ、衝撃を加える、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしない。  
みだりに蒸気、ミストが発生しないように取り扱う。
- 接触回避** : 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 衛生対策** : 休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗う。手袋等の汚染された保護具を持ち込まない。  
指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。
- 保管**
- 安全な保管条件** : 容器を密閉し、換気の良い涼しい場所に施錠して保管する。  
酸化剤並びに酸化性の強い物質との保管は避ける。  
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。  
直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて保管する。  
法規に規定された基準に従って保管する。
- 安全な容器包装材料** : プラホトル等

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度
		日本産業衛生学会
ベンジルアルコール	未設定	最大許容濃度 25 mg/m <sup>3</sup>

- 設備対策** : 屋内で取り扱う場合には、全体換気装置を設置する。  
取扱いについては、できるだけ密閉された装置、機器、又は局所排気装置等を使用する。  
取り扱う場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

**保護具**

- 呼吸用保護具** : 保護マスク
- 手の保護具** : 保護手袋（不浸透性）
- 眼、顔面の保護具** : 保護眼鏡、ゴーグル、保護面
- 皮膚及び身体の保護具** : 保護帽子、保護服、安全靴等

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態** : 液体
- 色** : 無色-黄色澄明
- 臭い** : 僅かな特異臭
- 融点** : 知見なし
- 沸点又は初留点及び沸点範囲** : 知見なし

可燃性	: GHS の引火性液体区分には該当しない。
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	: 知見なし
引火点	: 110°C
自然発火点	: 知見なし
分解温度	: 知見なし
pH	: 5-6 (20°C、原液)
動粘性率/粘度	: 12.1 mPa・s
溶解度	: 知見なし
n-オクタノール／水分配係数(log 値)	: 知見なし
蒸気圧	: 知見なし
密度及び又は相対密度	: 0.97 (20°C)
相対ガス密度	: 知見なし
粒子特性	: 非該当

10. 安定性及び反応性

反応性	: 知見なし
化学的安定性	: 通常の保管条件下で安定。
危険有害反応可能性	: 知見なし
避けるべき条件	: 熱、火花、裸火等の着火源
混触危険物質	: 知見なし
危険有害な分解生成物	: 燃焼時、有害ガス(窒素酸化物、ハロゲン化物)を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

経口	: ラット(雌)	LD <sub>50</sub>	>300, ≤2000 mg/kg	[区分 4]
経皮	: ラット(雌)	LD <sub>50</sub>	>2000 mg/kg	
吸入(ミスト)	: ラット(雌雄)	LC <sub>50</sub>	>5 mg/L	
皮膚腐食性/刺激性	: ウサギ	軽度の刺激性		[区分 2]
		紅斑および鱗屑(落屑)14 日後まで継続		
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ウサギ	強度の刺激性		[区分 2A]
		虹彩充血 48 時間まで、結膜発赤 10 日後まで、角膜混濁、結膜浮腫および分泌物 14 日後までに消失		
呼吸器感作性	: 知見なし			
皮膚感作性	: モルモット	陽性		[区分 1B]
生殖細胞変異原性	: 知見なし			
発がん性	: 区分 2 のプロパナリドを 0.5%含む。			[分類できない]

生殖毒性 : 知見なし

特定標的臓器毒性(単回ばく露)  
 : 区分1(中枢神経系、腎臓)、区分3(麻酔作用)のベンジルアルコールを約30%含む。  
 [区分1(中枢神経系、腎臓)]  
 [区分3(麻酔作用)]

特定標的臓器毒性(反復ばく露)  
 : 区分1(中枢神経系)のベンジルアルコールを約30%含む。  
 [区分1(中枢神経系)]

誤えん有害性 : 知見なし

12. 環境影響情報

水生環境有害性

短期(急性) : 急性データに基づき、区分に該当しない。

長期(慢性) : 区分1のプロフラニドを0.5%含む。 [区分1]

生態毒性

魚類	: コイ	LC <sub>50</sub> (96H)	55.2 mg/L
甲殻類	: ミジンコ	EC <sub>50</sub> (48H)	89.9 mg/L
〈プロフラニド〉			
甲殻類	: ヨコヒ	LC <sub>50</sub> (96H)	24 ng/L
		NOEC (28日)	6.3 ng/L

残留性・分解性 : 知見なし

生態蓄積性 : 知見なし

土壤中の移動性 : 知見なし

オゾン層への有害性 : 知見なし

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

残余廃棄物 : 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。  
 廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。  
 使用済みの容器は、他の用途に使用しない。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号 : UN3082  
 国連輸送品名 : 環境有害性物質、液体、n.o.s. (フッ化エチレン混合物)  
 国連分類 : 9  
 容器等級 : III  
 海洋汚染物質 : 該当

国内規制

陸上輸送 : 道路法等に定められている運送方法に従う。  
 海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。  
 航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件

: 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。  
 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確  
 実にを行う。  
 車両、船舶には保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を備える他、緊急  
 時の処理に必要な消火器、工具等を備えておく。  
 該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。  
 移送時にイエローカードの保持が必要。

緊急時応急措置指針番号 : 171(低、中程度の危険性物質)

15. 適用法令

消防法 : 危険物第4類第3石油類(水溶性)

毒物及び劇物取締法 : 非該当

労働安全衛生法 :	第57条施行令第18条別表第9 名称等を表示すべき危険物及び有害物	
	ベンジルアルコール	20-30%
	第57条の2施行令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき危険物及び有害物	
	ベンジルアルコール	20-30%

化学物質排出把握管理促進法 : 非該当



## 16. その他の情報

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意して下さい。

又、含有量、物理的及び化学的性質、危険・有害性等の記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

なお、注意事項等については通常の実用を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。